

■ 事務所・工場等への充電設備設置事業の車両購入要件

2020/4/24

社有車用駐車場、従業員用駐車場のいずれの場合も、電気自動車等の購入（もしくは購入予定）が申請要件となります。

社有車用の要件	本事業期間内に電気自動車等を購入すること、または本事業期間以降に購入する予定があること。※
従業員用の要件	電気自動車等を今後購入する予定があること。

※ 本事業期間とは、令和2年4月1日から実績報告期限日までを指します。

充電設備の補助率については電気自動車等の購入台数により、以下の違いがあります。

対象となる申請	条件	充電設備の補助率
社有車用	本事業期間内に電気自動車等の購入が10台以上 ※	2/3以内※
	上記以外（10台未満の購入や本事業期間より後の購入）	1/2以内
従業員用	—	1/2以内

※実績報告時において、購入された電気自動車等の新車新規登録の自動車検査証（車検証）を10台分以上提出することが条件となります。

社有車用駐車場で、電気自動車等の購入が本事業期間中のみの場合、および本事業期間内に10台以上購入する場合は実績報告時に自動車検査証の写しの提出が必要となります。

対象となる申請	条件	実績報告時の車検証の写し提出
社有車用	電気自動車等の購入が本事業期間中のみである。	要
	電気自動車等の購入が本事業期間中の購入(10台以上)である。	要
	電気自動車等の購入が本事業期間中の購入(9台以下)と、本事業期間より後の購入予定である。	不要
	電気自動車等の購入は本事業期間より後の購入予定のみである。	不要

実績報告時に提出する自動車検査証（車検証）の記載内容について、以下の注意が必要です。

車検証の項目や注意が必要な項目	必要な要件や注意点
型式等	電気自動車等であること。※
登録年月日／交付年月日	車両の初度登録日（初度検査日）が本事業期間内であること。
使用者の氏名又は名称	申請者と同一であること。（申請者と異なる名義の車検証は受付できません）
使用の本拠の位置	設置場所住所と同一であること。（使用者住所と使用の本拠の位置が同じ場合、使用者住所と設置場所住所が同一である必要があります）

※ 電気自動車等を本事業期間内に10台以上購入すると申告された場合は、センターが交付する令和2年度「グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の補助対象車両一覧に掲載されている電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車であることが必要です。

車両の購入要件について